

# 政策調整会議の概要

開催日：H17.5.12

## 項 目

- 1 平成18年度政府等に対する提案・要望について【企画振興部】
- 2 職務に関する働きかけの取扱いについて【総務部】
- 3 県職員南海地震対策研修事業について【危機管理担当】

## 内 容

- 1 平成18年度政府等に対する提案・要望について【企画振興部】

各部局から、提案・要望について説明があり、意見交換を行った。

### 【説明概要】

(地方分権を推進する三位一体の改革の実現)

- ・この項目は平成15年から3年連続となる。提案・要望の要旨としては次の3点がある。
  - 国から地方への税源移譲の確実な実施
  - 地方の自主性の拡大につながる国庫補助負担金の改革
  - 地方交付税が果たすべき役割の確保

(南海地震に関する観測・伝達体制整備の促進)

- ・提案・要望の要旨として次の3点がある。
  - 南海地震に対する観測体制の強化と発生時期、規模等の長期予測精度の向上に向けた調査研究
  - 南海地震に関する緊急地震速報システムの精度の向上と、実用化の早期推進
  - 地震・津波等、緊急かつ広域的な災害から住民を守る情報伝達・収集システムの整備

(国家的プロジェクトとしての南海地震対策の推進)

- ・津波からの避難路及び避難地(施設)の整備については、現行の法制度でも一定は対応が可能だが、対象地域からもれる地域では補助制度がないので、なかなか整備が進まない。こうしたことから新たな制度の創設をお願いするもの。
- ・また、公共建築物等についても予算の重点化と財政支援措置の充実強化をお願いするものである。

(地上デジタル放送への移行に伴う受信対策の推進)

- ・この要望は一昨年からの継続要望である。内容は、2006年から全都道府県で地上デジタル放送が開始され、2011年にはアナログ放送が終了して全てデジタル放送へ移行する。そうになると、難視聴地域が増えることが想定されるので、その対策を国の責任で講じること。

(野菜・果実の消費拡大に向けた施策の実施)

- ・日本の食生活は他国との比較でも野菜・果物の摂取量が少ないことが言われている。また、今国会で「食育基本法」の制定が予想される。この中で、野菜・果物の摂取量増加を食育の基本的な柱と位置づけ、国民運動としていくことを要望するもの。
- ・野菜摂取量の増加ということでは、農林水産部長項目として昨年は要望してきたが、本年は食生活を国全体で考える中で野菜を位置づけてほしいということとして知事項目としている。

( 四国 8 の字ハイウェイの整備促進 )

- ・ 四国 8 の字ネットワークについては継続の要望であり、本県にとって非常に重要な事項と考える。

( 警察官の増員による県民生活の安全の確保 )

- ・ 地方警察官は全国で H14 ~ H17 の間に 15,150 人が増員となり、本県は 60 人増員となった。しかし、本県は警察官 1 人当たりの負担面積は全国第 6 位で全国平均の約 3 倍となっていることより警察官の絶対数が足りない。
- ・ 警察署留置場への収容人員は年々増加傾向にあり、看守・護送勤務のため駐在所の警察官をやむなく本署に引き上げて勤務させているので、駐在所員の本来業務である地域活動や街頭活動が阻害されている。
- ・ また、人員不足から本年交番・駐在所の再編を実施し人員をひねり出している状況である。
- ・ このため、全国枠で増員される警察官について、高知県への出来る限りの配分を求めるもの。

【主な意見】

( 地方分権を推進する三位一体の改革の実現 )

- ・ 三位一体の改革に関しては、要望事項が全国一律、地方 6 団体の意見と同じではないか。高知県のような財政の厳しい県からの要望書としてはインパクトがないように思える。個人住民税の 10% 比例税率化に関する部分が財政の厳しい県からの切実な要望であるのか。  
個人住民税が 5 ~ 10% となることで本県のような低所得者層が多いところでは増税となる。これは、県財政というよりも県民の痛みが大きい。  
財政力の弱い本県の主張としては、交付税の財源保障、財源調整といったところである。
- ・ 本県の主張としては、特に財政が厳しいといったところに特化すべきであると考えるので、要望先とか県選出国會議員、県議會議員などとの連携などを再考していただきたい。
- ・ 交付税の算定に当たっての一般行政経費の需要額と決算額との乖離をとらえ交付税本体に言及することが必要ではないか。( 高知県はシビルミニマムの行政をするため需要額を超える予算を投入している部分があるのではないか。 )

( 南海地震に関する観測・伝達体制整備の促進 )( 国家的プロジェクトとしての南海地震対策の推進 )

- ・ 総合的な地震防災対策の促進で、避難路、避難地の一体的かつ総合的な支援制度の確立とあるが現状はどうなっているのか。  
漁業集落や港湾の区域では現行制度でも一定は対応が可能だが、その他の地域に対する支援制度はない。
- ・ 東海地震と違って予測が困難であるということを知ったことがあるが。  
南海地震は地震発生のメカニズムが解っていないので研究を推進してもらいたいという趣旨。
- ・ 23 県の連合でこの要望を行っていくのか。  
全ての府県で共同していくには至っておらず、高知・徳島・和歌山・三重の 4 県で要望を行っていく。
- ・ 地震・津波等の情報伝達の現状はどうなっているのか。  
気象庁から県庁、そして市町村までは自動で情報伝達が行えるが、市町村から住民への伝達には人力が残っている。今回はこの間を自動で行えるよう現行のシステムを統合するモデルを創っていこうというもの。
- ・ 公共建築物の既存施設の耐震化に対する支援はあるのか。  
ない。
- ・ 民間病院に対しての支援はあるのか。  
ない。災害支援病院に指定されていけばある。
- ・ 緊急輸送道路対策に関してはどうなっているのか。  
平成 17 年から 3 カ年で緊急輸送道路にある橋梁の耐震補強を行うこととしている。

- ・どのような制度が現在あって問題は何か、という整理が必要。補助率の嵩上げも必要ではないか。財政力に違いがあるので、対策をやれといわれても出来ない現状がある。

(野菜・果実の消費拡大に向けた施策の実施)

- ・食育基本法に野菜・果物の消費拡大といった項目はあるのか。  
法律は野菜のためではないが、法律を受けてつくる推進体制が食生活をどうするかといった議論を行い、その中で野菜・果物の摂取量拡大に努めてもらうことを考えている。

## 2 職務に関する働きかけの取扱いについて【総務部】

総務部から、職務に関する働きかけの取扱いについて関して、要綱を設置するに当たったの過程と、運用指針についての説明を行った。

【説明概要】

- ・働きかけの公表は平成 15 年 9 月から始め、16 年の 3 月までで 37 件あったが、平成 16 年度は 3 件となっている。
- ・実際の働きかけが少なくなっているのであればいいが、「喉元過ぎれば…」となっていれば、また同じ問題を繰り返すのではないかと知事が心配をしてブログに書いていたことがある。
- ・働きかけの内容を記録した「働きかけ記録票」は、部局間での情報の共有を図り、また、均衡を保つために、おおむね 3 ヶ月に 1 回、政策調整会議に提出することとなっている。
- ・特に、情報の共有に関してはいろいろな情報を政策調整会議に出していただきたい。

## 3 県職員南海地震対策研修事業について【危機管理担当】

危機管理担当より事業の概要説明を行った。

【説明概要】

- ・研修の対象者は、知事部局、企業局、病院局、独立行政委員会事務局、議会事務局の常勤職員であり、警察本部、教職員、臨時的任用職員、非常勤職員が除かれている。
- ・スケジュールは、7 月から 10 月まで、42 日間、計 82 回研修を行う。所要時間は 3 時間である。
- ・所属の全員に対して研修の周知と受講できるよう業務上の配慮を各所属長へお願いしたい。